

# 大手八幡線道路改築工事

## 特 記 仕 様 書

令和8年度

高槻市 都市創造部 道路課

工 事 名：大手八幡線道路改築工事  
工事場所：高槻市 大手町ほか 地内  
工 期：契約締結日から令和9年3月31日まで

## 第1条

1. 本工事の施工にあたっては、土木工事共通仕様書〔令和8年4月 大阪府都市整備部〕（以下「共通仕様書」という。）、土木工事施工管理基準及び規格値〔令和8年4月 大阪府都市整備部〕（以下「施工管理基準」という。）によるものとする。
2. 設計図書及び見積参考資料は「共通仕様書」によるものとし、見積参考資料とは、設計図書（位置図、入札等説明書、特記仕様書、設計図面、数量総括表、質疑応答回答書）以外の資料をいう。設計図書のほかに提示する「参考資料」とは、あくまでも現場説明参加業者の適正・迅速な見積りに供するための一資料に過ぎず、何ら請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事の実施にあたっては、この主旨を十分理解し、事故発生等の事態を招かないよう、その防止措置に留意すること。

**第2条** 共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

## 第1編 共通編

### 第1章 総 則

#### 第1節 総則

##### 1. 設計図書の照査等

受注者は、施工前もしくは施工途中において、設計図書と実際の工事現場の形状や状況等について差異がないか確認するものとする。

##### 2. 施工計画書

施工計画書は、契約後1ヶ月以内に作成し、監督職員に提出するものとする。

##### 3. 受注者相互の協力

当工事施工中に、隣接地において以下の工事が実施されている。工事進入路や施工時期等に関して他工事と調整を図り、円滑に工事を進めること。

- ・ 大手八幡線無電柱化事業の施行に伴う令和8年度電線共同溝設備工事（大手八幡線）  
（発注者：高槻市、受託者：NTTインフラネット株式会社）
- ・ 高槻城公園北エリア（一期）整備工事（公園）（発注者：高槻市）
- ・ 高槻城公園北エリア（一期）整備工事（建築）（発注者：高槻市）

#### 4. 建設副産物

(1) 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）（以下、「建設リサイクル法」という。）第11条に基づく、高槻市長に対する通知を行った旨を監督職員より報告を受けた後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

(2) 1. 受注者は、建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）に基づき、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完成時に再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出すること。

2. 再生資源利用【促進】計画書（実施書）は、原則、建設副産物情報交換システムを用いて作成するものとする。

3. 作成した再生資源利用【促進】計画書（実施書）は、各1部印刷して監督職員に提出するとともに、自社で工事完成後1年間保管すること。

(3) 本工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

##### ① 分別解体等の方法

|  | 工程          | 作業内容                                                                         | 分別解体等の方法                                                                        |
|--|-------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
|  | ①仮設         | 仮設工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無     | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用            |
|  | ②土工         | 土工事<br><input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無      | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|  | ③基礎         | 基礎工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無     | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用            |
|  | ④本体構造       | 本体構造の工事<br><input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|  | ⑤本体付属品      | 本体付属品の工事<br><input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|  | ⑥その他<br>( ) | その他の工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無   | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用            |

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

| 特定建設資材<br>廃棄物の種類    | 施設の名称                  | 所在地                |
|---------------------|------------------------|--------------------|
| 廃路盤材（昼間）            | ㈱スズキケンセツ               | 枚方市大字尊延寺 8 5 8 の一部 |
| アスファルト塊（昼間）         | 大阪アスコン共同企業体<br>（日本道路㈱） | 高槻市西大樋町 1 3 5 番    |
| コンクリート塊（無筋）<br>（昼間） | 田中資材㈱                  | 摂津市鳥飼本町 2 - 1 6 6  |
| コンクリート塊（有筋）<br>（昼間） | リサイクル協同組合              | 茨木市泉原 6 5 0 番 1    |
| 建設汚泥（固化物）<br>（昼間）   | 明豊興業㈱中間処理施設            | 摂津市鳥飼上 4 丁目 5 1 番  |

※上記②については積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。  
 なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。  
 ただし、現場条件数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

（４）本工事から発生するアスファルト殻・コンクリート殻は、処分場にて必ず計量すること。

なお、アスファルト殻及びコンクリート殻の処分量は大阪府都市整備部発出の令和 7 年度建設廃棄物等受入価格（下期R8. 2. 1適用）に基づき、2. 35t/m<sup>3</sup>（アスファルト殻）、2. 35t/m<sup>3</sup>（コンクリート（無筋））、2. 50t/m<sup>3</sup>（コンクリート殻（有筋））にて換算するものとする。また、処理場は、許可を受けた最終処分地もしくは、中間処理施設・リサイクル施設であること。なお、運搬に先立ち受け入れ条件を確認し、工事完成時には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）A票、E票の写しを監督職員に提出すること。

## 5. 工事完成検査

本工事の完成検査は工期内に受けるものとする。

## 6. 履行報告

（１）受注者は、監督職員の指示により完成届を提出しなければならない。完成届に添付する資料は、月間工程表、工事月報等を標準とする。

（２）受注者は、完成届のほかに、別途、毎週週間工程表を作成の上、提出すること。工程表は前 1 週・後 2 週分を標準とするが、監督職員とあらかじめ協議の上、定めるものとする。

## 7. 工事中の安全確保

- (1) 本工事区間または近接して設置されている構造物または占用物件（地下埋設物件）等については、必要に応じて管理者と現地立会のうえ、当該物件の深さ・位置を確認し、保安対策について十分打合せのうえ、事故の発生を防止すること。
- (2) 受注者の責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、すみやかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

## 8. 環境対策

- (1) 「騒音規制法」、「振動規制法」、及び「高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例」に基づき、当市環境政策課に特定建設作業届等の届出を遅延なく行うと共に、届出内容を書面により監督職員に報告すること。
- (2) 使用機械等においては、設計書を熟知した上で環境に配慮した環境負荷の少ない建設機械を使用し施工するとともに、常に騒音、振動対策を心掛けて施工を行うものとする。
- (3) 高槻市環境マネジメントシステム及び「公共工事における環境配慮計画書」の内容を十分に理解し、これを遵守して施工を行うこと。また、本工事の施工に際して、環境に配慮した公共土木工事を推進するため、リサイクル材の利用、建設副産物のリサイクル等を徹底すること。

## 9. 交通安全管理

- (1) 安全施設類  
標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。
- (2) 保安施設  
本工事で使用する保安施設については、「道路工事保安施設設置基準（案）」によるものとする。
- (3) 交通誘導警備員  
交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

| 配置場所   | 交通誘導員 | 交通誘導員の編成    | 昼夜別 |
|--------|-------|-------------|-----|
| 歩道及び車道 | 6名／日  | 交通誘導警備員B 6名 | 昼間  |
| 歩道及び車道 | 6名／日  | 交通誘導警備員B 6名 | 夜間  |

#### (4) 歩行者通路の確保

工事中は、歩行者が安全に歩行できるように歩行者通路の確保を行い、段差が生じないように留意するとともに、視覚障がい者誘導用ブロックが途切れないようにすること。

### 10. 諸法令の遵守

受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。

受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。

なお、道路法第47条の二第1項に該当する車輛を通行させる際には事前に道路管理者の許可を得るものとする。

### 11. 官公庁等への手続き等

(1) 工事を円滑、効率的に実施するため、工事着手前および着手時、工事中においても必要に応じて、受注者にて工事内容等を関係者(高槻市消防本部、高槻市市民共創部(エネルギーセンター)、地下埋設物管理者、その他沿道住民・店舗、交通事業者、関係機関・団体、通行人、権利者等)に周知するとともに、協力を得るための必要な対策を講じることとする。

(2) 沿線住民対策については、監督職員と協議のうえトラブルのない様、十分配慮して施工するものとする。

### 12. 施工時期及び施工時間の変更

9.(3) 交通誘導警備員に基づく施工を基本としているが、所轄警察署等と協議の結果、変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

### 13. 保険の付保及び事故の補償

受注者は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に従い、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設業における社会保険の未加入対策について、取り組むこととする。

下請企業の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳及び再下請負通知書の記載事項に健康保険等の加入状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則が改正されている。本工事においても、例外なく適用されるので、所定の様式にて施工体制台帳の作成に取り組むこととする。

## 第2章 土工

### 1. 掘削工

掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、監督職員と協議すること。

## 第3章 無筋・鉄筋コンクリート

### 1. コンクリート

- (1) 本工事に使用するコンクリートのセメントの種類は、無筋・鉄筋構造物で、特別に記載がある場合を除き、高炉セメントB種を使用するものとする。なお、その他のセメントを使用したい場合は、あらかじめ監督職員に承諾を受けること。ただし、設計変更の対象とはしないものとする。
- (2) 本工事において、コンクリートのテストピースによる強度試験は、受注者において、全数立会することを原則とする。コンクリートの圧縮強度試験（28日強度）は公的検査機関にて実施することを標準とするが、あらかじめ監督職員と協議の上、定めるものとする。
- (3) コンクリートに打ち継目を設ける場合は、適切に計画し、打ち継処理を確実に施工すること。打ち継処理方法については、あらかじめ監督職員の承諾を得ること。

## 第2編 材料編

### 第2章 土木工事材料

#### 1. 再生資材の利用

構造物の基礎材、路盤材、舗装材等には再生クラッシャーラン、再生粒度調整碎石、再生加熱アスファルト混合物等を使用するものとする。

※1) 上記再生資材を路盤材または舗装材として使用する場合は品質等は「舗装再生便覧」によるものとする。

2) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、れんが等の混入物を有害量含んではない。

#### 2. 製品の指定

- (1) 使用する製品仕様（デザイン、色、仕上げ、割付レイアウト等）については、あらかじめ監督職員の承諾を得ること。
- (2) 以下の材料については、過年度工事との設えの統一を図るため、指定資材を使用すること。

| 工種          | 種別      | 細別               | 規格                                                                              |
|-------------|---------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 舗装工         | ブロック舗装工 | 平板ブロック           | リアルストーンペイブ（透水性、研磨）                                                              |
| 防護柵工        | 防止柵工    | 横断防止柵<br>(H=800) | SK-FN-802S                                                                      |
| 道路付属<br>施設工 | 照明工     | 歩道照明柱            | L=4800、φ 139.8/φ 89.1<br>L=4800、φ 165.2/φ 89.1<br>融亜鉛メッキ後ウレタン樹脂塗装仕上げ<br>＋地際防食塗装 |
|             |         | 照明灯具             | LP-2098A-54L                                                                    |

### 第3編 土木工事共通編

#### 第2章 一般施工

##### 1. 縁石工

- (1) 歩車道境界ブロック、地先境界ブロックは「擬石タイプ」を採用している。（一部、除く）  
使用する製品については、あらかじめ監督職員の承諾を得ること。
- (2) 乗入部への1段切下げ部の擬石ブロックは、特殊形状となっている。事前にメーカー等で製作図を作成の上、監督職員の承諾を得ること。なお、特殊縁石歩車道ブロック製作の型枠費は見込んでいる。
- (3) 曲線部において、折れが目立たないように、場合によっては、R製品を使用すること。
- (4) 縁石の末端部等において、割付けた結果、寸法が極端に小さくならないよう、最低300mm程度とすること。（2本で長さ調整を行うこと。）

##### 2. 防止柵工

- (1) 防護柵については、黒系の色を採用している。（一部、除く）  
製品仕様（材料および仕上げ色等）については、あらかじめ監督職員の承諾を得ること。
- (2) 防護柵の根元は、プレキャストコンクリート基礎が露出しないように、歩道平板ブロックで仕上げること。
- (3) 防護柵の端部においては、割付けた結果、寸法が極端に小さくならないよう最低1000mm程度以上とする。（2スパンで長さ調整すること。）

### 3. 区画線工

- (1) 計画位置、幅員、通り等にずれがないように、現地の墨出しを行った後、施工すること。
- (2) 大手八幡線と野見八幡線の交差点部において、大阪府警察本部と横断歩道のラインピッチについて協議調整している段階である。ラインピッチについて変更となった場合、監督職員より指示するとともに、設計変更の対象とする。

### 4. 道路付属施設工

- (1) 配管・ケーブルについては、配管内でケーブルが挿入できなくなならないように、配管を蛇行させたり、押しつぶしたりしないこと。
- (2) 照明基礎については、構造計算により基礎寸法を決定しているが、支障物等により、計画寸法で施工できない場合は、監督職員と協議を行うこと。基礎寸法に変更が生じる場合は、受注者にて構造計算を行い、監督職員の承諾を得ること。
- (3) 照明柱の色は、黒系を採用している。製品仕様（材料および仕上げ色等）については、あらかじめ監督職員の承諾を得ること。
- (4) 照明柱の塗装仕上げ構成は、溶融亜鉛めっき後ウレタン樹脂塗装仕上げとし、根元には、地際防食塗装を行うこと。
- (5) 照明柱毎に、接地（アース）を行い、接地抵抗測定を確認し、監督職員へ報告すること。
- (6) 照明等で必要となる電気契約等の手続きについては、受注者にて行うこと。なお、関西電力㈱へ提出する書類は受注者にて作成を行い、手続きに費用が発生する場合は受注者の負担にて行うこと。
- (7) 境界については、境界鋳（境界プレート）を流用すること。境界鋳（境界プレート）を復元できるように事前測量を行い、境界鋳位置を把握すること。

### 5. 側溝工

- (1) 円形側溝について、曲線部等は事前に割付図等を作成の上、目開き等確認し、計画図に整合したR製品を使用すること。割付図、使用する製品は、監督職員の承諾を得ること。
- (2) 端部については、専用のコンクリートキャップを取付け、土砂の拔出し防止を行うこと。
- (3) 製品を割付けた結果、寸法が極端に小さくならないよう、最低500mm程度以上とすること。

(2本で長さ調整を行うこと。)

## 6. 集水樹工

- (1) 円形側溝樹が端部となる場合、専用のコンクリートキャップを取付け、土砂の拔出し防止を行うこと。
- (2) 円形側溝樹、自由勾配側溝樹については、泥溜め150mmを確保し、インバートコンクリートを施工すること。

## 7. アスファルト舗装工

- (1) 高槻商工会議所の南部において、既設舗装と同様に弁柄舗装での復旧を見込んでいるが、復旧方法について、沿道地権者と協議調整を行っている。復旧方法、復旧材料が変更となった場合、監督職員より指示するとともに、設計変更の対象とする。

## 8. 半たわみ性舗装工

- (1) 城下町の歴史的な景観形成を図るため、車道舗装（一部、乗入部）に石畳風の景観舗装として、「石畳風半たわみ性アスファルト舗装」を採用している。石畳風半たわみ性アスファルト舗装とは、耐久性を兼ね備えた半たわみ性舗装（ポーラスアスファルト混合物に浸透用セメントミルクを注入したもの）を施工した後、舗装表面にショットブラストを施工して石の風合いを出し、飾り目地（デザインカッター）を施工することで、石畳風を創出するものである。

- (2) 必要な品質管理試験を行い、監督職員へ試験結果を報告すること。

- (3) 舗装厚を確認するためのコア抜取りについて、セメントミルク注入前に実施するものとし、抜取り位置は、区画線の施工範囲内にする等、完成後の景観上、目立たない位置となるようにすること。

- (4) ポーラスアスファルト混合物にセメントミルクを浸透させるものとし、セメントミルクの種類は「超速硬型」とする。

浸透用セメントミルクは、製造会社によって、使用材料、配合組成が異なるため、製造会社の技術資料などにより、品質や性能を確認し、施工に適した材料を選定すること。

施工日ごとの色ムラを無くすため、プレミックスタイプ（工場配合）の材料を使用すること。色については、「セメント色」とする。

材料については、監督職員の承諾を得ること。

施工に際しては、沿道の施設（側溝、縁石、柵、土間等含む）を汚損しないよう十分に養生を行うこと。

表層舗設後、舗装表面が適正な温度になった後、直ちにセメントミルクの施工を行い、骨

材の剥奪や飛散、またはゴミ、泥等による汚れが生じないよう舗装の品質を確保すること。

- (5) ショットブラスト施工の際は、セメントミルクの硬化状況（強度発現）を十分に確認してから行うこと。

施工を行う前に、仕上がりがわかるモデル部材等を提示し、監督職員の承諾を得ること。

- (6) 飾り目地（デザインカッター）の使用機械は、ドライカッターを使用する「乾式」工法とする。

飾り目地（デザイン）については、道路進行方向に600mm、直角方向に900mm、目地幅6mm、目地深さ10mmの石畳風を標準として施工すること。（乗入部は、道路進行方向に300mm、直角方向に600mm、目地幅6mm、目地深さ10mm）

施工を行う前に、レイアウト案の図等を監督職員に提示し、承諾を得ること。

承諾を得たレイアウトで現地に墨出しを行った際も、現地にて、監督職員の立会確認を得た上で施工を行うこと。

- (7) ショットブラストおよび飾り目地（デザインカッター）の音、粉塵の発生する仕上げ作業があるため、必要に応じて防音シート等の仮囲いを設置する等、周辺への騒音・粉塵対策を行った上で施工すること。

- (8) 交通開放する際は、施工に伴う段差が交通支障とならないよう、縦断・横断方向5%以内の勾配ですりつけ舗装をし、危険防止と交通安全を図ること。

## 9. ブロック舗装工

- (1) 城下町の歴史的な景観形成を図るため、歩道舗装に石畳風の景観舗装（平板ブロック）を採用している。（一部、除く）

平板ブロックのサイズは、歩道進行方向に300mm、直角方向に600mmを標準とする。ただし、乗入部については、150mm×150mm、視覚障害者誘導用ブロックについては、300mm×300mmとする。なお、視覚障害者誘導用ブロックについては、イエロー色を標準とする。

- (2) 平板ブロックの製品仕様（デザイン、色、仕上げ、割付レイアウト等）については、事前に監督職員の承諾を得ること。

- (3) 平板ブロックの末端部等において、割付けた結果、寸法が極端に小さくならないように最低200mm程度以上とすること。（2枚で長さ調整を行うこと。）ただし、目地がバラバラにならないように、あらかじめ割付を計画すること。

## 10. 路床安定処理工

- (1) 路床安定処理の着手前に現地土の採取を行い、3種類の配合試験とそれぞれの一軸圧縮試

験を実施し、目標強度を確保できる添加量の算出を行うこと。また、3配合のうち、現場添加量（算出した添加量）に最も近い添加量の供試体の材齢7日にて六価クロム溶出試験（環境庁告示第46号溶出試験）を実施すること。これらの試験については、技術管理費に積み上げている。

（2）固化材および添加量のについては、積算上において、これまでの実績に基づき想定している。配合試験の結果、添加量に変更が生じる場合は、設計変更の対象とする。

（3）路床安定処理におけるセメント系固化材は、沿道や通行者等への影響を考慮し、「発塵抑制型」の固化材（セメント系）を使用すること。また、施工時にも発塵を抑制するように工夫して施工すること。

（4）路床安定処理施工時には、締固めに使用した転圧機械以上の締固め効果を持つローラーなどで、監督職員立会のもと、プルローリングを行うこと。

## 11. 構造物撤去工

（1）構造物撤去は、住宅、学校施設等と隣接しているため、工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）対策を必ず実施すること。特に、コンクリート構造物取壊しについては、騒音・振動対策用の圧砕機で施工すること。

（2）隣接地の構造物および所有物については、撤去作業において影響を与えないように、受注者の責において十分な養生を施し作業を実施すること。また、作業後のトラブル防止のため、作業前後に隣接地権者と相互確認をする機会を設けること。なお、隣接地に影響を与えた場合は、受注者の責において誠意を持って対応すること。

（3）既設照明柱については、野見神社の所有物（一部、除く）であり、処分せず野見神社まで運搬すること。撤去・運搬時期については、監督職員の指示に従うこと。

## 12. 仮設工

（1）当該路線の下水は合流区域となっているが工事途中での雨水排水については、監督職員と協議の上、必要に応じ仮排水等を設けるものとする。また、工事で発生した濁水については、適切に処理すること。

（2）仮舗装をする必要が生じた場合は、適切な路面排水を確保するとともに、乗入部にあたっては隣接者等と十分に調整を行い、必要な対策を講じること。なお、施工途中段階において、碎石の状態で交通開放しないこと。

### **第3条 その他特記事項**

#### **1. 週休2日工事**

この工事は「高槻市週休2日工事实施要領」に基づき施工するものとする。

#### **2. 他工事との事前調整事項**

- (1) 大手八幡線と野見八幡線との交差点部において、大阪府警察本部にて、信号配線系統を切り替える予定である。車道照明の配線も信号配線と同様に系統を切り替える必要が生じるため、タイミングについて調整を図ること。
- (2) 当該路線において、前年度に設置されている電線共同溝に係る電力系の地上機器設置があるため、タイミングについて調整を図ること。

#### **3. その他**

- (1) 当該路線は、朝夕の通勤通学時間帯および日中においても歩行者・自転車等の通行が頻繁であるため、現場の状況を十分に把握し、状況に応じた安全対策を講じること。
- (2) 七五三の時期および高槻えびす祭開催時は、人通りが多く、工事ができないと予想されるため、余裕を持った工程で進めること。また、祭りの開催の支障とならないように、路面の復旧は確実に行き段差などがない状態とし、工事に係る全ての資機材を現地に残さないようにすること。
- (3) 本特記仕様書に記載のない事項については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

以 上